

# ニュージーランド及びオーストラリア連邦における

## 財政再建の取組

### — 海外事情調査報告 —

第二特別調査室 稲毛 文恵

#### 1. はじめに

我が国はバブル期の一時期を除いて1970年代からほぼ毎年財政赤字が続き、それに伴って債務残高が増加してきた。政府の見通しでは、国及び地方の長期債務残高は2015年度末に1,035兆円、対GDP比で205%となる見込みである。これまで我が国では、デフレ下において長期金利が低下した結果、債務残高は増加しても利払費は抑えられてきたが、デフレ脱却後は金利が上昇する可能性もあり、財政再建は従来にも増して喫緊の課題となっている。

筆者は、2014年9月にニュージーランド及びオーストラリア連邦（以下「オーストラリア」という。）を訪問し、財政再建等に関する実情調査を行う機会を得た。ニュージーランドは1970年代に財政が悪化し始め、1984年から行財政改革に着手し、1994年度から2008年度まではおおむね財政黒字、リーマンショック後の2009年度に財政赤字に転じたが、2014年度の黒字化を目標に取組を進めている。また、オーストラリアは1980年代前半及び1990年代前半に財政赤字が急速に拡大したが、その都度、景気回復に合わせて財政収支の改善を達成し、1997年度から2007年度まではほぼ黒字を維持し、その後赤字に転じたが、現在は10年以内の財政黒字達成を目指しているところである。

本稿では、現地調査を踏まえ、過去に財政赤字が拡大する局面に見舞われながら財政再建に成功し、その後長い期間にわたって財政の健全性を維持したニュージーランド及びオーストラリアにおける財政再建の手法、両国の財政の健全性維持に寄与した財政責任に関する法律を紹介することとした。

#### 2. ニュージーランドにおける財政再建

##### (1) 財政状況の推移

###### ア 1970年代後半からの財政状況の悪化

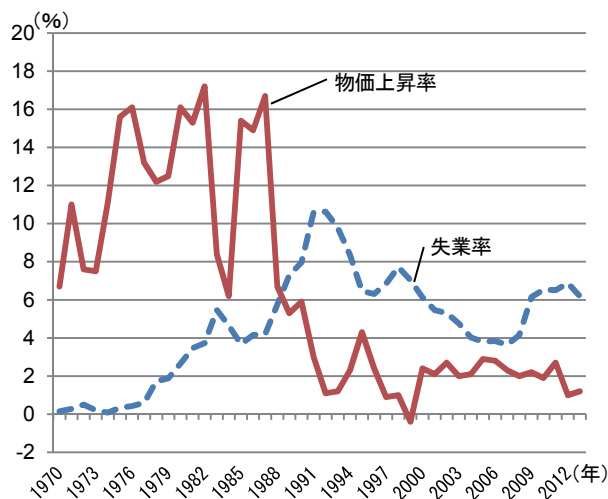
ニュージーランドはイギリスからの移民が多く、1893年に世界初の女性参政権を実現し、1938年という早い時期に包括的な社会保障法を制定するなど先進的であると同時に、政府が鉄道・郵便・電力などの社会インフラを直接運営し、様々な補助金や規制などによって政府が民間経済を大きく統制する国家であった。そのような中、1960年代まではイギリス連邦特惠関税制度の下での貿易によって、一人当たりの国民所得が世界で上位に入るなど豊かさを誇っていた。

しかし、1970年代に入ると、イギリスのEC加盟でイギリス貿易における特権的地位を喪失したこと及びオイルショックが発生したことにより、経済が低迷し始めた。元々は完全雇用に近い状態であったニュージーランドであるが、失業率は上昇を始め、物価上昇率は10%を超えた(図1参照)。1975年に就任した国民党のマルドゥーン首相は、積極的な介入政策によって経済の立て直しを図ろうと、保護主義の徹底、規制の強化、エネルギー自給を目指した大企業への投資等を行ったが、経済は好転せず財政赤字が拡大するという結果に終わった。政府総債務残高が増加の一途をたどる中、1984年にマルドゥーン首相が突然総選挙の実施を発表したところ、通貨の切下げ予想が急激に高まり、ニュージーランドドルは売り浴びせられ、外貨準備が激減するなど為替危機が生じた。選挙によって労働党に政権交代すると、財政の立て直しが喫緊の課題となり、前政権時代の経験を教訓として、後述のとおり大規模な改革が開始された。1990年に再び国民党政権となっても改革路線は引き継がれ、1994年に財政は黒字に転換した(図2参照)。

### イ 2008年リーマンショック後の財政状況の悪化

ニュージーランドの財政は1994年度から長らく黒字を続けたが、2008年に発生したリーマンショックの影響を受けて2009年度から赤字に転じた。それにより経常赤字と財政赤字が懸念されニュージーランドの外貨建債券の格付け見通しが引き下げられると、政府にとって長期的な債務の抑制が大きな課題となった。そこで、債務の抑制のために厳しい緊縮型の予算を組み、2014年度予算での黒字化を目指している<sup>1</sup>。

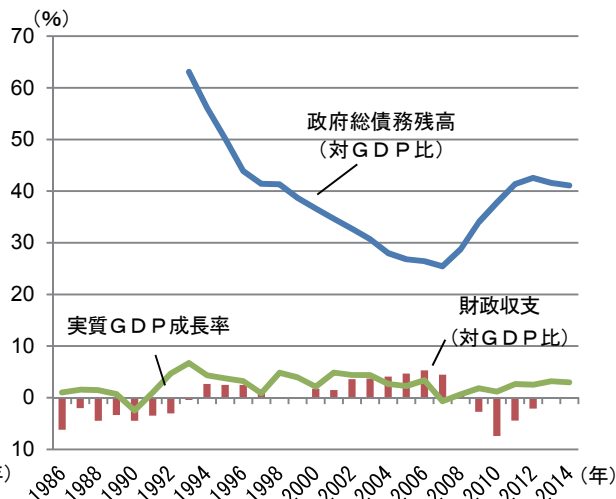
図1 ニュージーランドの失業率及び物価上昇率の推移



(出所) OECD “Economic Outlook NO. 96” より作成

※注 物価上昇率は前年比(食料及びエネルギーを除く総合)

図2 ニュージーランドの財政状況及びGDP成長率の推移



(出所) OECD “Economic Outlook NO. 96” より作成

※注 実質GDP成長率は前年比

<sup>1</sup> ニュージーランドの予算年度は7月から翌年6月である。

## (2) 財政再建の経緯

### ア 1984年総選挙後における財政赤字への対応

1984年に誕生した労働党政権は政府統制を次々と廃止し、自由化を推し進めた。その内容は、各種補助金の撤廃、国営事業の整理、公務員の大幅削減、貿易の自由化、為替の変動相場制への移行等であり、民間経済活動の活性化を狙いとしていた。また、税制改革として物品・サービス税 (Goods and Service Tax : 以下「GST」という。) が導入された<sup>2</sup>。

1990年に政権が国民党に戻ると、労働党政権では行われなかった社会保障、福祉、医療、労働などの分野においても効率的なサービス提供を目指して改革が実施された。その内容としては、福祉予算の大幅削減、医療費国民負担分の引上げ、国営住宅の賃貸料の引上げなどがある。また、雇用契約法の施行により、労働組合への強制加入制度や全国統一の賃金裁定制度等が廃止され、勤務形態や賃金等の多様化につながった。さらに、1994年には、政府の責任ある財政運営の原則などを規定した法律<sup>3</sup>が施行され、同年に財政黒字を達成し、同法はその後の財政健全性の維持に寄与することとなった。

### イ 2008年リーマンショック後の財政赤字への対応

2009年度から財政赤字に転じ、長期的な債務の抑制が大きな課題となった政府は、予定されていた減税の延期、年金基金への政府支出の休止などの措置を採った。その後、景気が安定した2010年に法人税及び所得税減税とGST増税を組み合わせた税制改正を行うとともに、公共セクターでの経常経費の削減に取り組んだ。2011年度及び2012年度はカンタベリー地震<sup>4</sup>からの復興基金を創設した以外は「ゼロ予算」と呼ばれる緊縮型の予算を取るなど、2014年度の黒字化を目指した財政運営を行っている。

## 3. ニュージーランドにおける健全財政を維持する仕組み<財政法>

ニュージーランドはOECD諸国の中で対GDP比の政府総債務残高が最も低いグループに属する。経済規模が小さく、特段の鉱物資源もないニュージーランドで良好な財政状況を維持し続けることが可能となっている理由には、財政の健全性維持のために各種の仕組みが用意されていることがある。その仕組みには、発生主義会計の採用、大蔵大臣の権威及び大蔵省の独立性の高さ、会計検査院による監査、国会による内閣の監視、社会による財政のチェックといった様々なものがあるが、特に大きな役割を果たしているのが「財政法」という法律において財政規律を定めていることである。財政法は、財政運営の改善、財政の透明性の確保を狙いとし、そのために「責任ある財政運営の原則」を明示するとともに、政府に複数の報告書の作成を義務付けている。

### (1) 財政法における責任ある財政運営の原則

政府は、財政法における責任ある財政運営の原則に基づいて政策目標を追求しなければ

<sup>2</sup> GSTの税率は当初10%で、1989年に12.5%、2010年に15%に引き上げられている。

<sup>3</sup> 1994年に政府の財政規律について定めた「財政責任法」(Fiscal Responsibility Act)が施行された。その後、2004年に財政責任法は財政法(Public Finance Act)に統合されたが、統合後も財政責任についての枠組みは財政法「第2章 財政責任 (Part2 Fiscal Responsibility)」に維持されている。

<sup>4</sup> 2010年9月から2011年6月にかけて発生し、クライストチャーチ市及びその周辺に甚大な被害をもたらした。

ならない。その原則とは、①将来の政府全体の債務水準に不利な影響を与えるかもしれない要因に対応できるように政府全体の債務を賢明な水準に引き下げること、②政府全体の債務を賢明な水準に引き下げた後、その水準を維持すること、③将来の政府全体の純資産に不利な影響を与えるかもしれない要因に対応できるように政府の純資産を引き上げて維持すること、④政府が直面する財政リスクを慎重に管理すること、⑤税率の予測可能性と安定性を含み、効率性及び公正性を考慮した歳入戦略を策定すること、⑥財政政策と金融政策の相互作用に注意を払った財政戦略を策定すること、⑦今の世代だけでなく将来世代に生じる影響にも注意を払った財政戦略を策定すること、⑧政府の資源の有効かつ効率的な管理を確実に行うことである。

また、弾力条項として、原則と異なる行動は一時的なものとするのが規定されており、大規模な経済危機が発生した場合は原則と異なる行動を取ることができるが、その行動を取る理由、原則に戻る方法、原則に戻る時期を明らかにしなければならない。

## (2) 財政法に基づく各種の報告書

### ア 財政戦略報告

財政戦略報告は毎年の予算案と合わせて大蔵大臣によって発表されるもので、財政に関する長期的な目標、短期的な狙い及び政府の資源管理等について記載することが求められている。長期的な目標に関しては、10年以上にわたる政府の歳入、歳出、財政収支、負債及び純資産の水準について目標を定め、それがどのように財政管理の原則と整合的であるかを説明しなければならない。また、目標が直近の財政戦略報告や予算政策書と一致しない場合には、新しい方針について弁明しなければならない。短期的な狙いに関しては、少なくとも次の2年間における政府の歳入、歳出、財政収支、負債、純資産の目標を定めなければならないとされる。短期的な狙いは、責任ある財政管理の原則及び長期的な目標と整合的でなければならず、整合的でない場合にはその理由、整合的にする方法及び整合的になるまでに必要な期間を記載しなければならない。政府の資源管理に関しては、少なくとも3年間にわたる支出、資産、負債を管理する政府の戦略を定める必要がある。

なお、負債に関する現在の財政戦略は、短期的には負債をまず対GDP比で35%以下まで引き下げ、長期的には2020年に20%まで引き下げることとなっている。

### イ 予算政策書

予算政策書は遅くとも毎年3月末までに大蔵大臣によって発表され、国会へ提出されることが義務付けられている。予算政策書は幅広い戦略的優先事項についての記載が求められ、政府はその戦略的優先事項に基づいて年度予算を準備することになる。戦略的優先事項には、政府の予算の決定に影響を与える包括的な政策目標、政府がその年に焦点を当てる政策分野、その年の政府予算がどのようにして直近の財政戦略報告における短期的な狙いに一致しているか等を記載しなくてはならない。

### ウ 長期財政展望

長期財政展望は、最低4年に一度、大蔵大臣によって国会に提出されることが義務付

けられている。40年以上の期間を展望するもので、例えば人口の高齢化のような長期的な社会動向が財政に与える影響等を明らかにすることが目指される。

#### エ 投資報告書

投資報告書は、最低4年に一度、大蔵大臣によって国会に提出されることが義務付けられている。政府の重要な資産と負債について、それらの資産と負債が時間とともにどのように変化したか、それらの資産と負債が少なくとも次の2年間においてどのように変化すると予測されるか等について記載する。

#### オ 経済・財政速報

経済・財政速報は、年度予算の公表の際に大蔵大臣が国会に提出することが義務付けられている。今年度及び次の2年間の経済予測（GDP、消費者物価、雇用者及び失業者、経常収支）及び財政の見通しについて記載する。加えて、税収の将来見通しを大きく変更させる税制の変更についての説明が求められている。また、半年に一度は経済・財政見通しを更新すること、総選挙の前に経済・財政見通しを更新することが義務付けられている。総選挙前に更新するのは、各政党が財政を顧みない過大な公約を掲げ放漫財政につながることを防ぐ目的がある。

### （3）財政法の特徴

以上のように、ニュージーランドの財政法では、財政目標を数値目標として法律に定めるのではなく、政府が守らなければならない財政運営の原則を示すことで、政府に健全な財政運営を促すという手法を採っている。そして、財政運営の原則が守られるようにするために、各種の報告書の公表を政府に義務付けている。報告書の作成に当たっては、ニュージーランドで一般的に認められている会計慣行に準拠しなければならないと定められており、正確で透明性の高い情報が国民に周知されている。このことが、財政政策は目標に対して整合的なものになっているか、不適当な運営が行われていない等について社会全体で監視することを可能としている。

## 4. オーストラリアにおける財政再建

### （1）財政状況の推移

#### ア 1980年代及び1990年代における財政の悪化

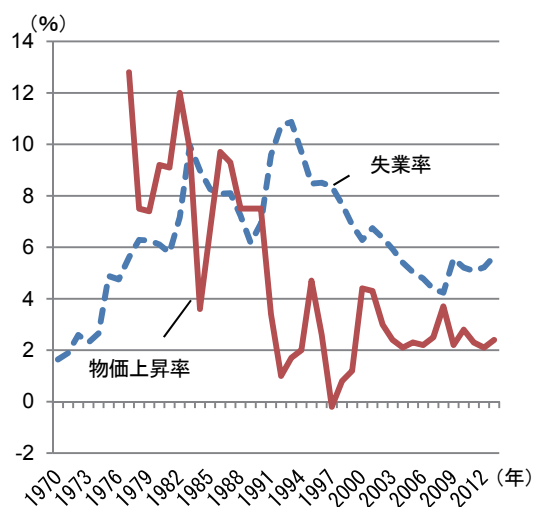
1960年代までのオーストラリアは、イギリス連邦特惠関税制度の下で、高関税を始めとする保護主義政策によって経済が順調に推移していた。しかし、1970年代に入ると、イギリスのEC加盟やオイルショックの発生を受けて経済は停滞し始め、高インフレ・高失業率に見舞われるようになった（図3参照）。1980年代前半に、政府が景気刺激策を実施して景気回復を果たしたが、産業競争力の低下は顕著で、経常収支は悪化し、オーストラリアドルは急速に減価した。こうした状況を受けて政府は、対外債務負担を減らすためには公的部門の貯蓄を増やす、すなわち財政赤字削減が必要との考えに至り、後述のとおり財政再建に本格的に取り組み、1980年代の終わりには財政収支をほぼ均衡させた。再び1990年代前半に財政赤字が拡大したが、改めて財政再建に取り組み、1997

年度から 2007 年度までおおむね財政黒字を達成した（図 4 参照）。

### イ 2008 年リーマンショック以降の財政状況の悪化

2008 年に発生したリーマンショックの影響を受け、同年からオーストラリアの財政収支は赤字となり、現在まで赤字が続いている。オーストラリアの財政収支赤字や政府債務残高は国際的に見て大きな規模ではないが、資源ブームの終了、今後の高齢化の進行といった社会の状況を見据え、政府は財政状況の早急な改善及び財政支出の抜本的見直しが必要との認識に立ち、現在は 10 年以内の財政黒字化を目指している。

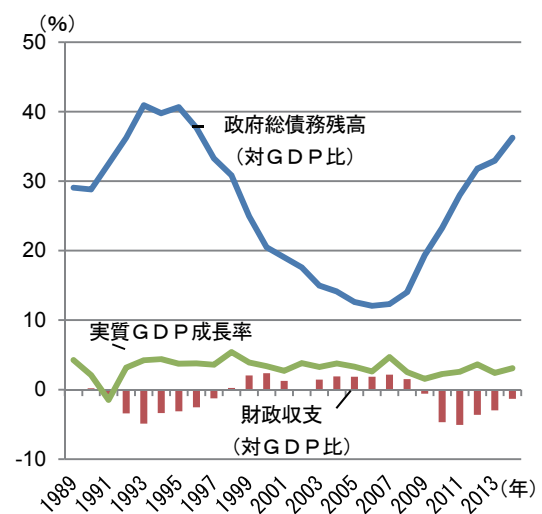
図 3 オーストラリアの失業率及び物価上昇率の推移



(出所) OECD “Economic Outlook NO. 96” より作成

※注 物価上昇率は前年比（食料及びエネルギーを除く総合）

図 4 オーストラリアの財政状況及び GDP 成長率の推移



(出所) OECD “Economic Outlook NO. 96” より作成

※注 実質 GDP 成長率は前年比

## (2) 財政再建の方法

### ア 1980 年代及び 1990 年代の財政赤字への対応

オーストラリアは、1984 年にトリロジーと呼ばれる、「1987 年まで税収・政府支出・財政赤字の三つの GDP 比を増加させない」という財政目標<sup>5</sup>を導入して以来、1980 年代及び 1990 年代に歳出抑制、歳入増加、規制緩和に取り組んだ。歳出抑制のための施策としては、社会保障給付の削減、公務員数の削減、州政府、大学、国営放送等への補助金削減などが行われた。歳入増加のための施策としては、まず、所得税の課税最低限の引下げ、税率の簡素化、租税特別措置の見直し、キャピタルゲイン課税、フリンジ・ベネフィット税<sup>6</sup>の導入などが行われ、その後、たばこ税、卸売税、石油税及びフリンジ・

<sup>5</sup> もともとは選挙公約であった。

<sup>6</sup> 雇用者が従業員に対して現金給与以外の経済的利益を供与したときに課される税。

ベネフィット税の増税などが実施された。さらに、2000年にはGSTが導入され<sup>7</sup>、税率は10%となっている。規制緩和としては、為替の変動相場制への移行、金融市場の自由化が行われたほか、国有企業の民営化や官民競争入札の導入等といった行政が担っていた分野の効率化、民間開放が行われ、公務員数及び歳出の削減効果をもたらした。

#### イ 2008年リーマンショック後の財政赤字への対応

リーマンショック後の財政赤字に対しては、歳入増加、歳出抑制の両面から財政再建に取り組んでいるが、過去の財政再建時と比べて再建のスピードが遅くなっている。その理由としては、過去の財政再建時と比べて、インフレ率が低いこと、所得税率の平準化により好景気となっても高所得者の納税額が増えないこと、経済成長の鈍化により法人税収が増えないこと、政府の公共資産の売却が進んだため政府資産の売却益による歳入増が見込めないこと等がある。

2014年度予算案では、歳入増加のための施策として財政再建特別税<sup>8</sup>の導入、燃料税における物価スライドの復活、所得控除（高齢労働者控除及び配偶者控除）の廃止、研究開発に係る税額控除の縮小等、歳出抑制のための施策として政府開発援助、健康保険制度、高等教育ローンの返済条件、家族税給付<sup>9</sup>の見直し等が提案された。しかし、予算案に伴う法案の一部は否決されており、政策の一部廃止や見直しが迫られている。また、歳出削減については、予想よりも歳入が多い場合及び予想よりも歳出が少ない場合には、財政健全化に使うこととしているが、これは経済が健全であることが条件であり、経済に大きな変化があった場合には戦略は棚上げとなる。なお、政府は歳出を厳しく絞る一方で、インフラへの投資プロジェクト<sup>10</sup>を掲げ、インフラに関しては重点的に歳出を行うこととしている。今後、道路建設を中心としたインフラへ約120億オーストラリアドルを投資していく予定であり、その投資は現在の雇用率を高めるだけでなく、将来における大きな経済的リターンを期待したものである。オーストラリアは人口増加が続いており、都市部の渋滞を解消すること、地方の道路を整備することなどにより、非資源セクターの更なる成長を目指している。

### 5. オーストラリアにおける健全財政を維持する仕組み<予算公正憲章法>

オーストラリアの財政再建に際しては、1984年にトリロジーという財政目標が導入された後、1996年には「景気循環を通じて、平均的に予算収支を均衡させる」という目標が掲げられ、その枠組みの中で毎年の予算編成がなされることとなった。さらに1998年に健全財政を保つための財政ルールとして「予算公正憲章法」が制定されたことで、財政目標によって健全財政を維持する仕組みが確立したと言える。オーストラリアの予算公正憲章法

<sup>7</sup> GST導入の際は所得税減税を同時に実施した。

<sup>8</sup> 財政再建を目的として、個人の課税所得が18万オーストラリアドルを超える場合に、当該超過額に対し2%の追加課税を行うもの。2014年7月1日から2017年6月30日までの時限措置となっている。

<sup>9</sup> 家族税給付（Family Tax Benefit）は中低所得の子育て世帯に集中的な給付を行う仕組みで、子育て世帯一般を支援する給付（パートA）とひとり親家庭等に対する追加的な給付（パートB）から構成される。

<sup>10</sup> 「インフラ成長パッケージ」と呼ばれる。州保有資産の売却によるインフラ再投資イニシアチブ（連邦政府が2015-16年度までに承認した売却案件について売却額の15%を助成するもの）、ウェスタンシドニー・インフラ計画（第2シドニー空港計画に伴う道路整備事業）等がある。

の枠組みは、ニュージーランドの財政法に倣ったものであり、政府に対し、守るべき健全財政運営原則を定め、各種の報告書の提出を義務付けるものである。

### (1) 予算公正憲章法における健全財政運営原則

予算公正憲章法は、政府の財政政策の枠組みを提供するもので、その目的は財政政策の成果を改善することである。政府の財政政策が、オーストラリア国民の経済的繁栄と福祉を前進させるために持続可能な中期的な枠組みで設定されるよう、政府の財政戦略は健全財政運営原則に基づくべきと定められている。

健全財政運営原則は、①連邦政府が直面する財政リスクを経済状況に留意し、連邦の一般政府部門の債務を適正な水準に維持して適正に管理すること、②政府の財政政策は、適切な国家貯蓄の達成及び国家が直面する経済的リスクやそのリスクが政府の財政状況に与える影響に注意して循環的景気変動の適正化に確実に貢献するものでなければならないこと、③税負担水準の安定性と将来の予見可能性について合理的な程度で整合的な財政支出政策・税制政策を追求しなければならないこと、④税体系の整合性を維持しなければならないこと、⑤将来世代に対する財政上の影響を考慮した政策決定を確実に行わなければならないことである。

### (2) 予算公正憲章法に基づく各種の報告書

#### ア 財政戦略報告

大蔵大臣は当初予算の時期あるいはそれ以前に、政府の財政戦略に対する国民の意識を高め、政府の財政政策の運営を評価する判断基準を確立することを目的とした財政戦略報告を公表しなければならない。同報告は健全財政運営原則に基づかなければならず、政府の短期的な財政政策と合致する政府の長期的な財政目標を明記すること、予算編成の基礎となる幅広い戦略的優先事項を説明すること、当該予算年と次の3年間における政府の財政目標等を明記すること、財政目標や戦略的優先事項が健全財政運営原則にどのように関連するかを明記すること、循環的な景気変動を安定化するために政府が採用する事実上の一時的な財政政策の行動を明記すること、一時的な財政政策から反転する過程を明記することなどが定められている。

#### イ 年次報告

年次報告としては、大蔵大臣によって、予算案の公表時点<sup>11</sup>での経済財政見通し報告、中間時点<sup>12</sup>での経済見通し報告、最終的な予算の成果報告を行うことが定められている。

予算案の公表時点及び中間時点の経済見通し報告は、財政戦略報告に述べられている政府の財政戦略を国民が評価できるように情報提供することを目的にしている。内容は、当該予算年と次の3年間の財政予測、財政予測を作成する際に用いられた経済などの前提条件、前提条件が変更された場合に財政予測がどの程度影響されるのかについての議論、当該予算年とそれに続く3年間について予測される租税支出の概要、負債の状況等が記載される。

<sup>11</sup> オーストラリアの予算年度は7月から翌年6月である。

<sup>12</sup> 1月末までに発表されることが定められている。



最終的な予算の成果報告については、大蔵大臣が、予算年度終了後3か月以内に、予算年度における政府の財政上の成果を公表するとともに、議会に提出することが義務付けられている。

#### ウ 世代間報告

大蔵大臣は、少なくとも5年に一度、世代間報告を公表し、議会に提出しなければならないと定められている。世代間報告は、人口構造の変化の財政的な意味合いを考慮した上で、現在の政策の長期的な維持可能性を今後40年にわたって評価するもので、政府の財政政策が長期的な観点から行われることを確保するためのものである。

#### エ 選挙前の経済財政見通し報告

経済財政見通し報告は、予算案の公表時点と年度の間時点に大蔵大臣から年次報告が行われることとなっているが、総選挙がある場合には別途、公示から10日以内に、その責任のある事務官によって発表される。大臣ではなく事務官による発表という形態を採るのは、総選挙の場合、通常、大臣は選挙の当事者であることから情報の中立性を確保するためである。見通しの作成に当たっては、利用可能な情報を全て考慮した上で、最高の専門的判断によることが義務付けられている。

#### オ 選挙公約の費用計算

総選挙時、首相は公表された与党の政策について、その責任のある事務官に対し、費用計算を要求することができる。同様に、各野党の党首は野党の政策の費用計算を求めることができる。この費用計算は、投票日までに公表されることとなっている。これは、投票のための判断材料として、国民に適切な情報を提供するためである。

### (3) 予算公正憲章法の特徴

オーストラリアの予算公正憲章法は、ニュージーランドの財政法と同様に、数値目標を規定する条項はなく、具体的な目標はその時々政権が健全財政運営原則に基づいて提示し、実効性は各種の報告書の公表によって担保される。それらの目標は健全財政運営原則に基づくが、例えばリーマンショックのように大きく経済状況が変化したときには、結果的に財政赤字を低く抑えることを目標とするなど臨機応変な対応が可能である。

## 6. おわりに

ニュージーランド及びオーストラリアでは、歳出抑制、歳入増加、規制緩和等の実施によって財政再建を果たし、財政再建後は財政の透明性と説明責任を向上させることで、長期間にわたって健全財政を維持した。両国では、よりオープンで分かりやすい財政運営のため、法律に政府が守らなければならない健全財政運営の原則を明記し、各種の報告書を政府に課すことで、国民が政府は財政規律を守っているか監視できるようになっている。

一方、我が国でも何度か財政再建のための目標が掲げられてきたが<sup>13</sup>、経済情勢の悪化

<sup>13</sup> 例えば、1976年の三木内閣においては1980年度までに特例公債を脱却するという試算、1997年の橋本内閣においては2003年度までに国・地方の財政赤字の対GDP比を3%以下にするという目標、2006年の小泉内閣においては2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化するという目標などが示された。現在は、国・地方

などにより目標の先送りや未達成が繰り返され、財政再建は果たせなかった。我が国の財政再建のための法律としては、1997年に財政構造改革の推進に関する特別措置法が制定され、財政に関する数値目標が法律に掲げられたが<sup>14</sup>、この年にアジア通貨危機が発生し、金融機関の破綻などで経済が混乱する中、翌年には法律は執行停止されるに至った<sup>15</sup>。ニュージーランド及びオーストラリアの例によると、財政規律に関する法律には、数値目標ではなく財政運営における原則を定め、その原則を政府に守らせるために透明性の高い報告を義務付けるという方法を採用している。このような方法は、今後、我が国において財政規律を遵守する方法を検討する上で参考になるものと思われる。

#### 【参考文献】

- 田中秀明ほか『民間の経営理念や手法を導入した予算・財政のマネジメントの改革』（財務省財務総合政策研究所 2001年）
- 田中秀明「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ（1）：オーストラリア」（独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー 2004年）
- 田中秀明「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ（2）：ニュージーランド」（独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパー 2004年）
- 和田明子『ニュージーランドの公的部門改革』（第一法規 2007年）
- 独立行政法人労働政策研究・研修機構『オーストラリアの労働市場の課題』（2009年）
- 内閣府『世界経済の潮流 2010Ⅱ』（2010年）
- 杉本和行「財政と法的規律」『フィナンシャル・レビュー』通巻第103号（財務省財務総合政策研究所 2011年1月）
- 日本ニュージーランド学会／東北公益文科大学ニュージーランド研究所『「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの』（論創社 2012年）
- 佐島直子「変化するニュージーランド：「改革」の光と影」『社会関係資本研究論集』（専修大学社会知性開発研究センター／社会関係資本研究センター 2012年）
- 財団法人自治体国際化協会シドニー事務所「オーストラリアの予算編成過程について」（CLAIR REPORT No. 386 2013年4月）

（いなげ ふみえ）

---

の基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化を目指している。

<sup>14</sup> 2003年度までに国・地方の財政赤字の対GDP比を3%以下にすること、2003年度までに赤字国債の発行額をゼロとすること、2003年度の公債依存度を1997年度より引き下げることを当面の目標とし、社会保障関係費等の主要分野については個別の縮減目標を規定した。

<sup>15</sup> 財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律（平成10年12月18日法律第150号）